

浦介第127号
令和2年5月1日

市内 通所系サービス提供事業所 各位

介護保険課長

浦安市新型コロナウイルス感染症に係る対策について

各事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

浦安市の要介護（要支援）認定者約4,000人のうち在宅受給者は2,000人程ですが、うち1,000人程が通所系サービスを利用しています。

通所系サービスの利用者の多くは、通所ができなくなれば、身体機能や認知機能の低下といった心身の状態へ悪影響が生じる恐れがあるだけでなく、家族など介護者への負担増の結果、生活や生命維持が危ぶまれるケースも起こりうることから、事業所へ休業等の要請は行わないことといたしました。

そこで、この状況下で事業継続をしていただく通所系サービス提供事業所に対し、市では新型コロナウイルス感染症予防のための補助金を交付する方針を決定しました。今後詳細が決定次第、改めてお知らせいたしますが、令和2年4月22日の報道発表「浦安市新型コロナウイルス感染症に係る対策について」は、市のホームページに掲載されておりますのでご確認ください。

また、厚生労働省がまとめた「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて」のまとめページが作成されました。必ずご一読いただき、不明な点はおたずねください。

通所に代わって訪問や電話による安否確認を実施する際は、担当ケアマネジャーと利用者本人への十分な説明と同意を得たうえで、利用料の請求やサービス内容等でトラブルになることのないよう、十分に注意していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】

浦安市福祉部介護保険課 給付・指導係
TEL:047-712-6406（係直通）